

## ○入寮願い出に係る手続きについて

### 提出書類等について

北海道大学（以下「本学」という。）学生寮に入寮を希望する者は、以下の提出書類を角形2号封筒にすべて封入し、「入寮願・希望調書在中」と朱書きのうえ郵送により提出すること。

本学所定の様式（下記(1)必ず提出する書類①～④、様式1～様式8）以外については、「住民票（場合により戸籍謄本）」及び「所得（課税）証明書」を除き、写し（コピー）で構いません。

#### (1) 必ず提出する書類

- ①提出書類確認票
- ②北海道大学学生入寮願・希望調書（別紙様式1号）
- ③同一生計の家族に関する所得を証明する書類（※A・Bの該当するいずれかを提出）
  - A. 平成28年分源泉徴収票の写し【給与所得者の場合】
  - B. 平成28年分確定申告書の写し【給与所得者以外（事業所得等）の場合】  
（確定申告書は、「第一表（A表またはB表）」と「第二表」を必ず提出すること）  
※給与所得者についても、確定申告をしている場合は「確定申告書」を提出すること。  
※母（父）が父（母）の扶養になっていない場合は、母（父）の所得の証明書も提出すること。  
※源泉徴収票の写し・確定申告書の写しは、平成28年分以外のもは不可とする。  
※市町村等発行の「所得（課税）証明書」は不可とする。
- ④「入寮選考結果通知」送付用封筒（長形3号）  
※92円分の切手を貼付すること。

※同一生計の家族で所得のある者又は平成29年度に就職等のため所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要です。詳細は「関係書類等一覧表（P.9-11）」をご覧ください。

#### (2) 家庭状況により提出する書類

「関係書類等一覧表（P.9-11）」を確認のうえ、該当する書類を提出してください。

### 提出書類の記入について

提出書類の記入にあたっては、以下の記入要領を参照し、記入漏れがないように注意してください。

なお、提出書類は、原則として平成29年4月1日現在における状況を記入してください。また、記入にあたっては、必ず黒のペンまたはボールペンを使用してください。

#### 提出書類確認票

必要事項を記入のうえ、申請書類の一番上にして提出すること。

#### 入寮願・希望調書

本調書は、入寮選考において重要な資料となりますので、以下の記入要領を参照し、必要事項を漏れなく正確に記入してください。

なお、故意に事実と反して本調書を記入した場合は、入寮後においても入寮の許可を取り消すことがあります。

**【入寮を願い出る者及び保証人】欄**

- ア. 願出者（本人）と保証人がそれぞれ自署すること。
- イ. 保証人は、親権者または学資支給人とすること。
- ウ. 後日、記入内容等について確認を行うことがあるので、保証人の電話番号は必ず連絡の取れる番号を記入すること。

**【希望区分】欄**

記入不要。

**【通学区分】欄**

本学入学後の通学区分について該当するものを○で囲むこと。

**【所属・学年】欄**

- ア. 学部在学者・・・平成29年4月1日現在の所属学部，学科の名称及び学年を記入すること。
- イ. 大学院在学者・・・平成29年4月1日現在の所属研究科等，専攻，課程の名称及び学年を記入すること。

**【学生番号】欄**

在学者のみ記入すること。

**【受験番号】欄**

志願者（大学院に進学する者）のみ記入すること。

**【現住所・電話番号】欄**

願出時点の住所及び電話番号で、願出者（本人）に確実に連絡できるものを記入すること。

**【独立生計・最短修業年限超過者】欄**

該当する者はを付けること。

**【入寮希望理由等】欄**

入寮希望の理由を具体的に記入すること。

**【同一生計の家族（就学者を除く）及び所得】欄**

同一生計の家族とは、同居・別居を問わず願出者と生計を一にする者全員のことをいいます。働いている兄弟であっても、同一の住居に居住している家族は、原則として同一生計の家族とします。同一の住居に居住していない場合でも、願出者の父母が仕送りをしているなど、主として扶養している者がいる場合は、その者を同一生計の家族とみなします。また、扶養控除を受けている扶養親族（「源泉徴収票」の「控除対象配偶者」欄に「有」となっている者及び「扶養親族の数」欄に記載されている者、「確定申告書」第二表の「配偶者（特別）控除・扶養控除」欄に記載されている者）については、必ず記入してください。就学者以外の家族に何らかの収入がある場合は、その種類に応じた証明書類を添付してください。

- ア. 父母は必ず記入し、「就学者を除く家族」欄は同居・別居を問わず願出者と生計を一にする者全員（就学者を除く）を記入すること。なお、就学者は「就学者」欄に記入すること。
- イ. 「続柄」欄について、続柄を記入し、家計支持者の続柄の左に○印、願出時に別居している者の続柄の左に×印を付けること。
- ウ. 大学院志願者または大学院在学者で、独立生計として申請を希望する者も、父母の氏名、年齢、職業を記入し、各々の職業等に応じた所得を証明する書類等を添付すること。  
※父母から独立して生活せざるを得ない特殊な事情の有無は本学において認定します。

- エ. 「続柄」欄について、願出者が結婚している場合は、配偶者を「夫」又は「妻」と記入すること。
- オ. 別居独立の生計を営む兄弟姉妹や、生計を一にしない別居の祖父母は記入しないこと。
- カ. 願出時には同居しているが、平成29年4月1日現在で就職等（就学は除く）により別居独立生計が予定されている家族については、続柄の左に×印を付け、予定されている状況を「入寮希望理由等」欄に記入すること。
- キ. 願出時点で死亡している者については記入しないこと。
- ク. 「年齢」欄は、平成29年4月1日現在で記入すること。
- ケ. 「職業」欄は、国家公務員、会社員、小学校教諭、食料品小売業など具体的に記入すること。専業主婦、家事手伝い、無職等の場合も必ずその旨を記入すること。
- コ. 父又は母が死別、離別している場合等については、「職業」欄にその旨を記入すること。また、「特別控除」欄の「母子・父子世帯」に○を付け、その年月と理由（死別・離別等）を記入すること。

#### 【所得】

- ア. 「給与所得の収入金額（税込）」には、給料・賞与・遺族の扶助料・年金・恩給・専従者給与、生活保護法による扶助料、失業給付金、児童手当等を含む。
- イ. 「所得」欄には、該当する種類別に、原則として平成28年分（1月～12月）の収入額（給与所得・給与以外の所得）を記入すること。
- ウ. ただし、前年途中で就職・転職（開業・転業等を含む）をした場合は、現勤務先における年収が源泉徴収票及び確定申告書からは確認できないため、願出時現在の月収、賞与などを考慮して推定年収を記入し、「年収見込申立書（様式2-1）」を併せて提出すること。
- エ. 新たに就職が予定されている場合は、「年収見込申立書（様式2-1）」の該当欄に記入のうえ、就職予定先の証明を受けた「年収見込証明書（様式2-2）」または給与等の額が記載された求人票等を添付すること。
- オ. 児童手当（小学校・中学校の就学者がいる家族）、児童扶養手当（母子家庭等）等については、願出時において支給対象者がいる場合、平成28年度分（平成28年4月～平成29年3月）の支給予定額（年額）を記入すること。
- カ. 日本学術振興会特別研究員は「職業」欄にその旨を記入し、年度内に受給予定の研究奨励金の総額を「給与・役員報酬」欄に記入する。なお、金額については非課税分を含む金額を記入する。また、平成28年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には、採用通知等の写しを併せて提出すること。
- キ. 前年に収入のあった者が失業している場合は、失業給付金等の金額を記入すること（雇用保険受給資格者証に記載の日額と給付日数から算出）。併せて「年収見込申立書（様式2-1）」の該当欄に記入のうえ、雇用保険受給資格者証の写しを添付すること。
- ク. 同居または願出者と生計を一にする祖父母がいる場合は、年金や恩給の受給状況を確認すること。受給している場合は「年金・恩給所得内訳書（様式3）」に必要事項を記入し、年金・恩給の源泉徴収票または年金改定通知書の写し等を添付すること。年金については非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず記入すること。
- ケ. 遺族の扶助料・年金・恩給・生活保護法による扶助料・失業給付金についても、支払い先発行の証明書（支払金額記載のもの）等を添付すること。
- コ. 本人のアルバイトについては、本人の「アルバイト」欄に前年実績について記入し、源泉徴収票又は確定申告書を添付すること。これらの書類がない場合には直近3か月分程度の給与明細書を添付すること。ただし、平成29年4月1日現在でアルバイト先を退職する予定がある場合は記入しないこと。
- サ. 家計支持者が配偶者特別控除を受けている場合は、配偶者の給与の源泉徴収票の写しを必ず添付すること。

シ. 金額は、千円単位で記入すること（千円未満切捨）。

ス. 「関係書類等一覧表（P.9-11）」を確認のうえ、所得に応じて該当する必要書類を提出すること。

★ 所得の記入方法について

① 「給与所得の収入金額（税込）」欄の記入について

○源泉徴収票の「支払金額」欄の金額を千円単位（千円未満切捨）で記入すること。

○複数の給与所得（年金，児童手当，児童扶養手当，生活保護費，アルバイト等）がある場合は，入寮希望調書の該当する欄にそれぞれの金額を記入し，合計欄に合計金額を記入すること。

1) 所得が給与収入のみの場合

給与所得者の源泉徴収票の「支払金額」を千円単位で記入すること。

※入寮希望調書の「給与所得の収入金額（税込）」の「給与・役員報酬」欄に6,202千円，「給与所得の収入（税込）合計（A）」欄にも同じ金額を記入すること。

平成28年分 給与所得の源泉徴収票															
支払 を受け る者	住所又は居所 〒060-0817 札幌市北区北17条西8丁目	氏名 (受給者番号) (フリガナ) ホクダイ タロウ (役職名) 北大 太郎													
		種別	支払金額			給与所得控除後の金額			所得控除の額の合計額			源泉徴収税額			
		給与	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	千円	円	
		6	202	440	4	420	000	1	103	701		235	700		
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	扶養親族の数 (配偶者を除く)			障害者の数 (本人を除く)			社会保険料等の金額	生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額				
有 無 従有 従無	千円 円	特 定 人	老 人 従 人	其 他 人	特 別 人	其 他 人	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円	千円 円				
		2					673 701	50 000	0	0					
(摘要)住宅借入金等特別控除可能額								円 国民年金保険料等の金額		円		配偶者の合計所得	千円 円		
												個人年金保険料の金額	千円 円		
												旧長期損害保険料の金額	千円 円		
未成年者	乙欄	本人が障害者 特別 その他	寡 婦 特別	寡 夫	勤 労 学 生	死 亡 退 職	災 害 者	外 国 人	中途就・退職 就職退職年月日			受給者生年月日			
									年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
支払者	住所(居所)又は所在地	氏名又は名称													
整理欄	①	②										315-1			

前年途中で就職・転職した場合には、現勤務先での1年間分の所得が確認できませんので、年収見込申立書（様式2-1）を使用して1年間分の所得を計算してください。

2) 給与収入と年金収入がある場合

給与収入と年金収入がある場合には，入寮希望調書の該当欄に金額を記入すること。

※給与収入6,202,440円，年金収入1,200,800円の場合，入寮希望調書の「給与・役員報酬」欄に「6,202」千円，「年金・恩給」欄に「1,200」千円と記入し，「給与所得の収入（税込）合計（A）」欄に「7,402」千円と記入すること。

② 「給与以外の所得金額」欄の記入について

○事業所得のみの場合

確定申告書「第一表」及び「第二表」を用意し，確定申告書の「所得金額」欄にある合計金額を記入すること。

○給与所得と事業所得による複数の所得がある場合

確定申告書の「収入金額等」欄に記載された該当する収入額（給与・年金等）を「給与所得の収入金額（税込）」の該当欄に記入すること。さらに、事業所得分について「所得金額」欄の該当する事業所得額を、「給与以外の所得金額」の該当欄に記入すること。

3) 確定申告書において、公的年金と営業所得(商業)、不動産所得(地代)がある場合  
 公的年金は「収入金額等」欄に記載されている金額を「給与所得の収入金額（税込）」欄に、営業所得、不動産所得は「所得金額」欄に記載されている金額を「給与以外の所得金額」欄に記入すること。

平成 28 年分の所得税の確定申告書 B

住所 札幌市北区北 17 条西 8 丁目

氏名 北大 太郎

収入金額等 (単位は円)

事業所得	8000000
不動産所得	6000000
公的年金等	4500000
その他	

税金 (単位は円)

課税される所得金額	4540000
上の①に対する税額	480500
所得控除	
基礎控除	
配偶者控除	
扶養控除	
寡妻寡夫控除	
障害者控除	
高齢者控除	
学生控除	
勤労学生控除	
所得控除合計	
課税所得金額	4500000
税率	
税額	480000

【就学者（本人以外）】欄

「就学者」とは、小学校、中学校、高等学校、高等専門学校、大学（大学院、専攻科、別科を含む。研究生、聴講生、科目等履修生は除く。放送大学については、全科履修生に限る。）、特別支援学校（盲学校、聾学校、養護学校）、専修学校（高等課程・専門課程）に在学する者です。

ア. 平成 29 年 4 月 1 日時点で就学している者（就学予定の者を含む）を記入すること。

イ. 兄弟姉妹の「年齢」「在学学校名」「学年」及び「通学区分」の各欄は、平成 29 年 4 月 1 日現在で記入すること。なお、進学予定者で願出時に進学先が決定していない場合は、志願先の学校名（志願先が複数の場合は、第一志望の学校名）を記入すること。

- ウ. 国・公・私立の設置区分は、該当するものを○で囲むこと。
- エ. 在学学校名は正確に記入し、大学生の場合には課程（学部・修士・博士等）についても記入すること。
- オ. 「学校区分」欄及び「通学区分」欄は、該当するものを○で囲むこと。
- カ. 予備校，各種学校，高等技術専門学校（旧職業訓練校），航空大学校，防衛大学校等に在学する者は，本欄ではなく，「就学者を除く家族」欄に記入すること。
- キ. 昼間に会社等で勤務し，夜間に学校へ通学している者は，「就学者を除く家族」欄と「就学者」欄の両方に記入し，職業欄に職業名と併せて「就学者」と記入すること。
- ク. 専修学校（高等課程・専門課程）に在学する場合は，「在学学校名」欄に学校名と所在地（市区町村まで）を記入すること。

#### 【家族数】欄

- ア. 本人を含む同一生計の家族の人数を記入すること。
- イ. 源泉徴収票もしくは確定申告書の「扶養親族の数」と入寮希望調書の家族数が一致しない場合は，その理由を「入寮希望理由等」欄に記入すること。

#### 【奨学金】欄

願出者（本人）が平成28年4月から平成29年3月までの1年間に奨学生として受給した返還義務のない奨学金について記入すること（独立行政法人日本学生支援機構の奨学金等，貸与を受けている奨学金で返還の義務が生じるものは除く）。

#### 【特別控除】欄

該当する項目がある場合は必ず○を付け，必要事項を記入すること。また，「関係書類等一覧表（p.9-11）」を確認のうえ，該当する証明書類等を添付すること。証明書類等がない場合には控除を受けられないので，注意すること。

##### (1) 「母子・父子世帯」の控除

母子・父子世帯で生別の場合は，養育費の有無について入寮希望理由等欄に記載し，「有」の場合はその金額を「給与以外の所得」欄に記入すること。

##### (2) 「障害者がいる世帯」の控除

障害者の控除の対象は，次のa～eのいずれかとする。該当する場合は，その人数を記入すること。

- a. 身体障害者福祉法の規定により交付を受けた身体障害者手帳に「身体障害がある人」として記載されている者またはこれに準ずる者
- b. 公害疾病の認定を受け，身体上の障害のある者
- c. 原子爆弾による被爆者
- d. 心身喪失の状況にある者，知的障害者
- e. 常に就床を要し，自分で排泄できない程度以上の者で複雑な介護を必要とする者

※障害者の更生医療費で(3)「長期療養者（6か月以上）がいる世帯」の控除のa～eに該当する支出については，「長期療養者」の控除も受けることができますので，該当する場合は「障害者がいる世帯」の「医療費」欄に必要事項を記入してください。

##### (3) 「生活保護世帯」の控除

生活保護費を同一生計の家族（就学者を除く）及び所得の「給与所得の収入金額（税込）」に記入の上，生活保護決定通知の写しを添付すること。

##### (4) 「長期療養者（6か月以上）がいる世帯」の控除

長期療養者の控除の対象は、願出時において6か月以上にわたる期間療養中の者、または療養が必要と認められる者とする。控除額は、願出時までの直近の6か月から1年までの間に支出した金額とする。

控除の対象とする費目は、a～eのいずれかのうち、健康保険の対象となる場合のみとする。ただし、高額療養費制度により、健康保険組合等から医療費の給付（還付）を受けた場合や損害賠償等により補てんされた場合は、上記の支出額から給付額や補てん額を控除した金額が控除の対象となる。

- a. 医師、歯科医師に対して支払った診療代・治療費
- b. 入院費（保険内診療分のみ対象。保険外診療の特別室料・診断書料等・食費については対象外）
- c. あんま師、はり・きゅう師、柔道整復師等に支払った費用
- d. 看護人に対して支払った費用
- e. 治療又は療養のため支出した医薬品代

(5) 「家計支持者別居世帯」の控除

家計支持者が別居のため特別に支出している住居費・水道光熱費（家賃・電気・ガス・水道・燃料費）の実費に限る。控除額は、願出時から遡って1年以内に支出した金額とする。

※別居している家計支持者の所得は、世帯へ送金される金額を計上するのではなく、所得金額をすべてその世帯の収入として計上し、別居のため特別に支出している金額のみを、あらためてここで控除します。なお、別居している家族への送金、通信費、交通費等は控除の対象とはなりません。

(6) 「1年以内に被災した世帯」の控除

入寮願出時点から遡って1年以内に火災、風水害、盗難等の被害を受けたために支出が増大もしくは収入が減少し、将来長期（2年以上）にわたり著しく困窮状態におかれると認められる場合に限る。控除額は、原則として次のa, bのとおりとするが、保険・損害賠償等により補てんされた場合は、控除額から除く。該当する場合は、被害額を記入し、入寮希望理由欄に被害の内容等を記入すること。

- a. 日常生活を営むために必要な資材に被害をうけた場合は、最低限度の衣料、家具の購入費・修理費等
- b. 生活手段（田・畑・店舗等）に被害をうけた場合は、長期にわたって収入減を予想される年間金額

※単に被害額や復旧費をそのまま控除するのではないことに注意してください。

**【長期療養者・障害者】欄**

長期療養者（願出時において6か月以上の期間療養中又は療養が必要と認められる者）及び障害者については、「特別控除」欄に必要事項を記入するとともに、該当者に関する事項を本欄に記入する。

## 提出にあたって

角形 2 号封筒に提出書類をすべて封入し、「入寮願・希望調書在中」と朱書きのうえ郵送により提出すること。

本学在学者で、学生担当窓口<sup>に直接提出する場合においても</sup>、必ず角形 2 号封筒に「入寮願・希望調書在中」と朱書きのうえ提出書類を入れて提出すること。

## 問合せ先

北海道大学函館キャンパス事務部学生担当

〒041-8611 函館市港町 3-1-1

TEL 0138-40-5568, 5507 (直通) / FAX 0138-40-5531



## 関係書類等一覧表

※関係書類のうち本学所定の様式以外については、「住民票（場合により戸籍謄本）」及び「所得（課税）証明書」を除き、写し（コピー）で構いません。

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
<p>・1年以内に就職、転職した者</p> <p>① 年度の途中（平成28年1月～3月）で、就職、転職した者がいる場合</p> <p>②平成28年4月以降に就職する者がいる場合</p> <p>③前年の途中または本年願出時までに関業・転業した場合、または開業・転業を予定している場合</p> <p>※同一生計の兄弟で所得がある者又は平成28年度に所得が見込まれる者については所得に関する書類が必要</p>	<p>①・②・③とも「年収見込申立書（様式2-1）」に以下の書類を添付</p> <p>※①の場合は「年収見込証明書（様式2-2）」もしくは「直近の3か月～1年分の給与明細書」を添付</p> <p>※②の場合でまだ給与が支払われていない等年収見込証明書（様式2-2）の提出が困難な場合は、「採用条件（月収・賞与の有無等）が記載された書類」（求人票等）を添付</p> <p>※①については、場合により平成27年分の源泉徴収票を求めることがある。</p>	<p>・勤務先</p>
<p>・年金・恩給受給者</p> <p>※同一生計の家族に祖父母がいる場合は必ず確認すること。</p>	<p>「年金・恩給所得内訳書（様式3）」に、年金の「源泉徴収票」、「年金額決定通知」、「支払窓口（日本年金機構等）発行のハガキ」のいずれかの最新のを添付（年金額が確認できる書類）</p> <p>※非課税の年金（障害年金、遺族年金等）についても対象となるので、必ず入寮希望調書に記入のうえ、上記書類を添付すること。</p>	<p>・日本年金機構</p> <p>・都道府県保険課</p> <p>・市区町村等</p>
<p>・無職、無収入の者</p> <p>就学者を除く18歳以上の者が無職又は無収入の場合</p>	<p>「無職・無収入申立書（様式5）」</p> <p>※専業主婦については、家計支持者の扶養に入っていない場合は提出が必要。</p> <p>※無職であっても、年金等の一定の所得がある場合は不要。</p>	<p>・該当者の申し立て</p>
<p>・失業している者</p>	<p>「年収見込申立書（様式2-1）」、「雇用保険受給資格者証」</p> <p>※場合により平成27年分源泉徴収票を求めることがある。</p> <p>※家計支持者が失業中の場合は「生活状況申立書（様式7）」も併せて提出すること。</p>	<p>・ハローワーク</p>
<p>・家計支持者が無職・無収入な世帯</p> <p>・世帯全体の総所得額が200万円以下の世帯</p> <p>・家計支持者が失業中の世帯</p>	<p>「生活状況申立書（様式7）」</p> <p>※家計支持者が無職又は無収入の場合は「無職・無収入申立書（様式5）」も併せて提出すること。</p>	<p>・家計支持者の申し立て</p>

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
<p>・家計支持者が単身赴任等のため別居中の世帯</p> <p>※住居費・水道光熱費のみ対象。</p> <p>※領収書等がないものは認定されません。</p>	<p>①「家計支持者別居（単身赴任等）に係る経費控除金額内訳書（様式6-1）」、「家計支持者別居（単身赴任等）に係る領収書等貼付用紙（様式6-2）」（領収書，預金通帳等を貼付）</p> <p>② 家計支持者の現住所が確認できる書類</p> <p>※②は，住居費・水道光熱費の領収書に現住所が記載されている場合は不要。</p>	<p>・家計支持者の申し立て</p>
<p>・補助金等を受けている場合で，確定申告書に記載されていない場合</p>	<p>「補助金等に関する通知書」（補助金等の金額がわかる書類）</p>	<p>・国</p> <p>・都道府県</p> <p>・市区町村</p>
<p>・母子・父子世帯</p> <p>・生活保護世帯</p>	<p>○母子・父子世帯</p> <p>・「世帯全員分の住民票＜原本＞」（世帯全員分の住民票の提出が困難な場合には戸籍謄本＜原本＞でもよい）</p> <p>・申請時において児童扶養手当の給付を受けている場合は「児童扶養手当通知書」</p> <p>○生活保護世帯</p> <p>・「保護決定通知書」（受給額が確認できる書類）</p> <p>※母子父子世帯，生活保護世帯のいずれにも該当する場合には上記の該当するすべての書類が必要。</p>	<p>・市区町村</p> <p>・社会福祉事務所等</p> <p>・都道府県</p>
<p>・身体障害者，知的障害者</p>	<p>障害者手帳の氏名，障害の内容・等級等が確認できるページのコピー</p>	<p>・市区町村等</p>
<p>・長期療養者</p> <p>願出時において6か月以上の期間療養中又は療養が必要と認められる者</p> <p>※領収書等がないものは認定されません。</p>	<p>「長期療養に係る医療費控除金額内訳書（様式4-1）」、「医師の診断書」，「長期療養に係る領収書等貼付用紙（様式4-2）」（医療費の領収書，健康保険による医療給付（還付）の支払明細書等を貼付）</p> <p>※保険外診療の特別室料・文書料・食事代等については対象外。</p>	<p>・医師（病院）</p> <p>・薬局</p> <p>・市区町村等</p>
<p>・風水害等の災害</p>	<p>「被災（罹災）証明書」，被災金額を証明できる書類，保険金・損害賠償等で補填された金額の証明書</p> <p>※被災金額を証明できる書類がない場合は「被災（罹災）証明書」のみ提出すること。</p>	<p>・市区町村</p> <p>・消防署</p> <p>・警察署</p> <p>・勤務していた会社</p> <p>・保険会社等</p>

区 分	証明書・関係書類等	発行場所等
<p>・<b>独立生計者</b> 本人の所得証明書が発行され、所得税法上父母等の扶養親族ではなく、生活に必要な収入があり別居独立生計をしていることが確認できる者（既婚者・親と絶縁・元社会人・父母の経済状態が悪く独立生計として申請せざるを得ない者のほか特別の事情がある者） ※<u>家業の従業員（専従者）となっている場合は原則として認めません。</u></p>	<p>○願出者（本人）に関する書類 所得（課税）証明書（所得がない場合は、非課税証明書）＜原本＞，平成28年分の確定申告書又は源泉徴収票等収入が確認できる書類，「国民健康保険等の保険証の写し」，「世帯全員分の住民票＜原本＞」，「生活状況申立書（様式7）」 ※国民健康保険への切り替えを申請中の者は，切り替え申請中であることが確認できる書類を提出すること。 ※住民票の転出・転入手続きをしておらず，住民票上では父母等と同一世帯になっている者については，「世帯全員分の住民票」に加えて，「願出者の現住所が確認できる種類」（公共料金等の領収書のコピー等）を提出すること。 ○父母に関する書類 平成28年分の源泉徴収票又は平成27年分の確定申告書等父母の収入及び扶養親族が確認できる書類 ※独立生計者として申請する詳細な理由を「入寮希望理由」欄に必ず記入すること。 ※<u>上記書類の提出がない場合は独立生計者と認定されないので注意すること。</u></p>	<p>・市区町村 ・税務署</p>
<p>・<b>日本学術振興会特別研究員</b></p>	<p>平成28年度採用者で源泉徴収票がまだ発行されていない場合には，「採用通知」又は「採用見込証明書」を提出すること。 ※上記書類の提出が困難な場合には日本学術振興会の電子申請システムの審査結果詳細画面を印刷し，氏名，学生番号を記入のうえ，提出すること。</p>	<p>・日本学術振興会等</p>
<p>・<b>最短修業年限超過者</b> 本人の責任によらない事情により最短修業年限を超過した者で，最短修業年限超過期間が1年を超えない者。 ① 病気の場合 ② 留学した場合 ③ その他</p>	<p>「最短修業年限超過の理由書（様式8）」 ※①の場合は，「医師の診断書」を添付 ※②の場合は，留学の事実を証明する書類（留学先の在籍証明書等） ※③の場合は，事前に学生支援課課外活動支援担当（高等教育推進機構③「学生寮」担当窓口で相談のうえ，必要書類について指示を受けること（指導教員の所見等，本人の責任によらないという事実を証明する書類が必要となる）。</p>	<p>・医師（病院） ・留学先大学等</p>